

平成25年度 第1回地域医療推進部会議事録

1. 日 時 平成25年11月29日（金） 第1回帯広市健康生活支援審議会終了後
2. 場 所 帯広市役所 10階 第2会議室
3. 出席委員 堀修司部会長、小林靖副部会長、宇野雅樹委員、池添博彦委員、
稲葉秀一専門委員、森茂樹専門委員、若田部紀代子専門委員

4. 会議次第

- (1) 前回会議の議事録（案）の確認
- (2) 平成24年度保健事業について
- (3) 帯広市夜間急病センターの再整備について
- (4) その他

5. 会議内容

○事務局

お晩でございます。定刻となりましたので、ただ今から、平成25年度第1回地域医療推進部会を開会いたします。本日の委員の出席は、地域医療推進部会、委員9名中、7名のご出席をいただき、出席人数が委員の過半数を超えていますことから、本日の部会は成立しております。

それでは、これより議事の進行につきましては、堀部会長にお願いいたします。

○部会長

それでは、会議に入らせていただきます。

最初に前回会議の議事録の確認でございます。この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定となっております。議事録につきましては、ご質問やご意見があれば、お願いします。

【質問・意見なし】

○部会長

なければ、議事録は了承されたものといたします。次に、「平成24年度保健事業について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局

資料1、「平成24年度 健康推進課決算の概要」をご覧ください。

総事業費は8億5千444万382円となっており、保健衛生総務費、保健福祉センター費、予防費、夜間急病診療費が含まれております。

保健衛生総務費の総額1億2千809万123円の内訳ですが、保健衛生推進費が、1億1千615万907円で、こちらには保健衛生推進、健康まつり負担金、重度心身障害者歯科治療事業補助金、難病連十勝支部事業費補助金等となっております。

食・運動改善推進費は、81万5,723円で、こちらは食生活改善推進員と健康づくり推進員の養成・育成事業費となっております。

公衆浴場対策費は1千512万8,350円、訪問看護促進費は、70万円となっております。

大正と川西の健康増進センターはゲートボールができる施設であります。大正健康増進センター管理費が204万2,908円、川西健康増進センター管理費が177万3,872円となっております。

高等看護学院運営費分担金につきましては19市町村で運営している高等看護学院1年間の分担金で5千937万8千円となっております。

看護師等養成機関確保対策費は、看護師の養成機関に対する補助金で、699万1千250円となっております。

帯広厚生病院救命救急センター運営費補助事業費860万円、介護老人保健施設整備補助事業費が2施設分で2千104万4,113円となっております。

続きまして、保健福祉センター費4千735万8,182円ですが、こちらは保健福祉センターの管理費であります。

次に、予防費4億6千61万7,017円の内訳であります。

がん検診、健康診査費が1億7千849万8千518円で、こちらには各種がん検診、国の事業であります無料クーポン券事業、子宮頸がん予防ワクチン接種費用助成事業、肝炎ウイルス検診、骨粗しょう症検診、市民健康診査、生活保護受給者の健康診査が含まれます。

予防接種費2億2千257万3,053円は、定期接種と国の補助事業であります任意の予防接種が含まれます。

感染症予防費4千197万6,581円には、高齢者と中学3年生、高校3年生に対するインフルエンザ予防接種、エキノコックス症検査が含まれます。

結核予防費624万9,637円は、BCG予防接種費、結核検診が含まれます。

健康相談費36万6,353円には、精神科医師と心理相談員への報酬、報償費などが含まれます。

健康教育費380万4,356円は各種講座の費用、訪問保健指導費268万3,919円、身体障害者体力向上事業費275万5,748円で、以上が予防費の内訳となります。

最後に、夜間急病診療費2億1千837万5,060円の内訳であります。夜間急病センター管理運営費1億2千858万220円、救急医療対策費7千887万9,840円となっております。

救急医療対策費には、午後7時から9時までの在宅当番医、6病院による二次救急医療、休日歯科診療業務、急病テレホンセンター運営費が含まれております。

夜間急病センター改築費1千91万5千円となっております。

つづいて、平成24年度保健事業についてご説明いたします。

資料1の2枚目以降をご覧ください。

まず、「1. 保健福祉センターの利用状況」をご覧ください。

(1) 事業等の利用状況であります。表の一番下に記載しています合計数の利用者の推移をご覧ください。3カ年の推移を見ますと、利用者は5万7千人代で推移しています。

(2) 健康相談の利用状況では、平成22年度に比べ、利用件数が、少なくなっています。これは、22年度は集計の中に関係機関との連携や、関係機関からの相談の件数をカウントしているためであります。本来市民からの相談のみをカウントすることから、平成23年度・24年度はそうのようにしたため減少、また、平成24年度より障害者生活支援センターの相談機能が市役所本庁での実施となり、相談件数が減少しています。

次に、「2. 感染症などの予防」をご覧ください。

(1) 予防接種の実施状況では、平成23年度から平成24年度にかけて予防接種法が変わり接種方法が大幅に変更されておりますため、生ポリオから不活化ポリオ、4種混合へと変更されてお

ます。他は、例年通りの推移となっております。

(2) 結核検診の実施状況につきましては表のとおりとなっております。

次に、2 ページ目をご覧ください。

(3) インフルエンザ予防接種の状況ですが、平成 22 年度につきましては、新型インフルエンザワクチンと季節性の混合ワクチンに対しての低所得者への接種費用の助成事業がありました。平成 23 年度、24 年度につきましては、通常の季節性ワクチンとしての中3、高3と65歳以上の高齢者に対しての接種事業を実施し、実績は記載のとおりとなっております。

次に、(4) エキノコックス症検診の実施状況については、表をご覧ください。

2 ページ目中段、「3. 生活習慣病の予防」をご覧ください。

(1) 健康教育の実施状況では **回数、人数共に増加しております。**

(2) 健康づくり講座では、平成 23 年度より講座や教室を再編しております。事業名と実績は表 3 ページをご覧ください。

健康相談、訪問指導、トレーニング事業につきましては、表のとおりとなっておりますのでご覧ください。

次に、(6) 検診の実施状況であります。大腸がん検診と肝炎検査につきましては、平成 23 年度より開始した無料クーポン事業の影響により受診者数が増加し、平成 24 年度におきましては若干減少してはいますが平成 22 年度と比較しますと増加で推移しています。乳がん検診と骨粗しょう症検診におきましては減少傾向にありますが、それ以外の検診については、横ばいとなっております。

4 ページをご覧ください。「4. 自殺対策」では、平成 21 年度、国において平成 10 年以降年間自殺者が 3 万人を超えていることから、地域自殺対策緊急強化基金を造成し、帯広市においても、この基金を活用し、平成 21 年度から自殺対策に取り組んでおります。

平成 22 年から一般市民向けの講演会を開始し、平成 23 年度からは自殺対策にかかる関係職種や関係機関において相談者を適切な相談窓口につなげられる要地域の社会資源を知り、情報を共有するための「多分野合同研修会」を開始しています。実績は表のとおりです。平成 24 年度におきましても継続し実施しております。

最後に、「5. 救急医療体制に関する実施状況」であります。帯広市では、夜間・休日等における医療不安の解消と急病患者の発生に対処するため、夜間急病センター運営事業や医師会、医療機関の協力を得て、在宅当番医運営事業や二次救急医療体制の確立をしております。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

なければ、次に、「夜間急病センターの再整備について」を議題といたします。

事務局から、説明願います。

○事務局

資料 2、「帯広市夜間急病センター再整備に係る取組み状況について」をご覧ください。

昨年度からの取組みについてですが、まず8月29日開催の地域医療推進部会において、取組み状況を報告させていただいております。

つづいて9月10日に開催された市議会厚生委員会において、基本設計等の内容を報告、質疑を行ったほか、その後の地域医療推進部会にも同様の報告をさせていただいております。

今年の1月9日に開催された市議会厚生委員会及び2月の地域医療推進部会においては、実施設計等

の内容を報告、質疑を行っております。

8月19日の厚生委員会においては、診療体制について報告、質疑を行っており、その内容について、資料を添付しております。

概要としては、帯広市夜間急病センターの再整備後の診療体制については、帯広市医師会との協議の結果、平成26年4月から、休日については、内科・小児科の在宅当番医制を廃止して、医師2人の方がセンターへ出向して診察する体制とする。夜間の在宅当番医制は、現状どおり継続し、将来的には夜間も含めたセンター化を目指すこととし、具体的な診療や運営内容等については、関係機関により構成する準備委員会等を設置し、協議をすすめることとしております。

また、医師以外の医療スタッフについては、関係団体の協力を得ながら、準備委員会等で協議をすすめることとしており、現在も協議中となっております。

準備委員会については、10月29日に1回目を開催し、委員の紹介や準備委員会の進め方などについて協議しております。

11月19日には2回目の準備委員会を開催し、各職員の配置、役割などの診療体制について、医療機器、医薬材料について協議しております。

今後の予定としては、12月19日に3回目の準備委員会を開催し、前回から議題を引き続き協議をする予定となっております。

1月には4回目の準備委員会を開催し、これまでの協議を取りまとめた運用マニュアル（案）について協議し、2月の準備委員会においてマニュアルを完成させ、各職員に配布する予定となっております。

資料の最後になりますが、帯広市夜間急病センター条例の一部改正を予定しており、12月議会に議案を提出しております。

変更内容は、名称に休日を追加、第2条（設置）の名称及び位置、第3条（設置の目的）の診療日、第6条の診療時間となっております。

説明は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○委員

私も準備委員会の委員であるが、医師会、薬剤師会、技師会の協力を得て、平成26年4月から診療開始ができるよう診療体制について協議をしている。

出向する方の雇用形態をどうするか診療時の責任体制をどうするかなどについて協議を行っている。

建物の引き渡しはいつになるのですか。

○事務局

工期は2月10日までを予定しております。

○部会長

他に何かご質問やご意見はございますか。

なければ、次に、「その他」についてを議題といたします。

事務局から、説明願います。

○事務局

「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画見直し」について、ご報告させていただきます。

資料3をご覧ください。

まず初めに、これまでの経緯でございますが、平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に基づきまして、平成25年6月に国において「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」が改正されております。

本市におきましては平成21年9月に「帯広市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定してございますが、国や道と整合性のある対策が図られるよう、見直しを行うものでございます。

国の動向について、でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法が本年4月13日に施行されております。

その目的は、新型インフルエンザや全国的に、急速な、蔓延の恐れのある新感染症に対する対策の強化を図り、新型インフルエンザ等の発生時において国民の生命及び健康を保護し国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小とすることとなっております。

これまでと異なる点といたしましては、対策本部の設置の条例化をはじめ、緊急事態発生の際の措置としまして、外出の自粛・催し物の制限の要請や指示、特定事業者や住民を対象とした予防接種、医療提供体制の確保、等が主な変更点でございます。

資料右側をご覧ください。見直しにあたっての考え方でございますが、基本方針といたしましては、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと、「市民生活・市民経済に及ぼす影響を最小とする」ことが骨子となります。

行動計画には、5つの項目がございます。

1つ目の、「実施体制」としまして、対策本部の設置と施策の推進、2つ目に、「情報収集・提供」としまして、新型インフルエンザ等の情報収集と、特定事業者及び市民への情報提供、3つ目に、「予防蔓延防止」としまして、感染拡大防止対策の市民への周知や新型インフルエンザ等の蔓延に関する措置、4つ目に「予防接種」としまして、特定事業者や市民への予防接種の実施、5つ目に「社会経済機能維持」としまして、生活環境の保全や地域経済の安定があげられております。

今後の見直しのスケジュールでございますが、行動計画策定の進め方といたしましては、本部会におきまして審議を経ましてご意見をいただきながら関係機関との協議などを経て、計画素案をまとめまいります。明年2月には本部会へ行動計画素案を説明させていただくと共に、厚生委員での審議を経てパブリックコメントを実施し、平成26年5月の厚生委員会での報告の後、成案としてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。

○部会長

ただいまの事務局の説明につきまして、何かご質問やご意見はございますか。

○委員

インフルエンザが発生した場合に予防接種を実施することになっているが、任意となるのですか。発生してからワクチンを作るとなると半年ぐらいかかるのですか。

○部会長

半年もかからないと思います。

○委員

インフルエンザの場合は任意となります。

○委員

意見ですが、対策本部はどこに設置するかなども明記してほしい。

○事務局

対策本部については、市役所（本庁舎）に設置することになります。

都道府県の行動計画について国から考え方が示されていることから、道は既に案を策定しパブリックコメントを終えている状況になっています。

○委員

実際の情報提供などは健康推進課がある保健福祉センターになると思います。

○部会長

他に質問ございませんでしょうか。なければその他で事務局からありますか。

○事務局

次回の地域医療推進部会の日程ですが、堀部会長と調整のうえ、委員の皆様にご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○部会長

以上で予定されている議事は終了いたしました。

本日は、これで閉会といたします。

お疲れ様でした。